

浜松市病児・病後児保育事業事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に規定する必要な事項を定める。

(病児保育事業の開始の届出等)

第2条 事業を新たに開始しようとする者は、病児・病後児保育事業実施計画書（第1号様式）を開始年度の前年度の8月末（8月末が閉庁日の場合は翌開庁日）までに市長に提出しなければならない。

2 前項の実施計画書を提出した者は、法第34条の18第1項の規定による届出を病児・病後児保育事業開始届（第2号様式）により行わなければならない。

(病児保育事業の変更の届出)

第3条 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児・病後児保育事業変更届（第3号様式）により行わなければならない。

(病児保育事業の廃止・休止の届出)

第4条 法第34条の18第3項の規定による届出は、病児・病後児保育事業廃止・休止届（第4号様式）により行わなければならない。

(継続実施計画書の提出)

第5条 第2条第2項の規定による届出をした事業者は、年度を越えて事業を継続実施する場合、市長が定める日までに、病児・病後児保育事業継続実施計画書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の休止、廃止勧告)

第6条 市長は、事業を実施している事業者について、事前に提出された計画書による利用見込みに著しい相違があり、事業の継続が困難であると判断された場合、又は事業実施の効果が認められないと判断した場合、事業者に対し事業の休止又は廃止を勧告できるものとする。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

病児・病後児保育事業実施計画書

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

下記のとおり、病児・病後児保育事業について実施計画書を提出します。

記

1 事業者の主たる事業内容	
2 主たる事業の開始年月日	平成 年 月 日
3 その他の事業	
4 病児・病後児保育事業について	
(1) 事業の実施場所	
(2) 開始予定年月日	年 月 日
(3) 開設時間	月曜日から金曜日 午前 時 分～午後 時 分
(4) 利用定員	人
(5) 連携(協力)医療機関	
(6) 配置職員の職種別内訳	看護師等 人、保育士 人
(7) 年間利用者数(見込み)	

<添付書類> 施設の位置図、配置図、平面図

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

病児・病後児保育事業開始届

次のとおり病児・病後児保育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

施設の名称				施設の種類	
施設の所在地		電話番号			
事業の種類					
事業を行おうとする区域					
事業開始予定年月日		年	月	日	利用定員 人
事業内容	対象年齢				
	開所時間	平日	土曜日	日曜日・祝祭日	
		: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	閉所日				
建物その他設備の規模及び構造	室名	保育室	乳児室又はほふく室	その他	合計
	室数・面積	室 m ²	室 m ²	室 m ²	室 m ²
	構造・形態	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・木造・その他()		階建の 階	
	設備	専用建物・その他() ベビーベット・遊具・その他()			
職員の定数	看護師等 人(常勤 人・非常勤 人)				
	保育士 人(常勤 人・非常勤 人)				
主な職員の氏名等	氏名	職名	資格の有無	職務の内容	

添付書類

- 定款その他の基本約款
- 施設の位置図、配置図及び平面図
- 主な職員の履歴書及び資格を証する書類
- 収支予算書
- 事業計画書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

病児・病後児保育事業変更届

次のとおり病児・病後児保育事業の開始届出事項に変更があったので、児童福祉法第34条の18第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更年月日
- 4 変更理由

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

病児・病後児保育事業廃止・休止届

次のとおり病児・病後児保育事業の廃止・休止をしたいので児童福祉法第34条の18第3項の規定により、届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止又は休止しようとする年月日
- 3 廃止又は休止の理由
- 4 現に便宜を受けている児童に対する措置
- 5 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

届出者 氏名(名称及び代表者氏名)

(氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。)

病児・病後児保育事業継続実施計画書

下記のとおり、年度 病児・病後児保育事業について実施計画書を提出します。

施設名			
所在地			
事業開始年月日			
開設日数	日	開設時間	~
配置職員の職種別内訳	看護師等 人、保育士 人、その他 人 (シフト表は別紙のとおり)		
今年度利用延児童数	人(2月末日現在)		計 人
	人(3月見込)		
計画見込利用数 に対する達成度	% (計画書見込児童数 人)		
来年度利用見込延児童数	人		
協力医療機関名			
備考 (見込児童数と実績との差異 の理由や来年度取組事項等)			

施設等に変更のあった場合には、下記に記入し、配置図・平面図等を添付してください。

(変更のない場合には、記入の必要はありません。)

設 備 の 状 況	部屋名	旧面積	新面積
	保育室	m ²	m ²
	観察室又は安静室	m ²	m ²
	その他(便所・洗面所)	m ²	m ²
	その他(調理室・調乳室)	m ²	m ²
	その他()	m ²	m ²